



第7章 計画の推進体制

1 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護サービスに携わる質の高い人材を、安定的に確保することが求められます。

近年の介護需要の増加と担い手不足に対応するため、人材の確保・育成に努めます。そのため、市独自の人材確保支援事業の実施や県や社会福祉協議会等が行う資格取得のための養成講座等について、参加の促進を働きかけます。

また、各事業者等から聴取した制度上の問題点や介護労働者の勤務状況を把握整理し、機会あるごとに国・県へ問題を提起しながら、業務効率化を踏まえた上質なサービスの確保及び内容の一層の向上に努めます。

さらに、ボランティアや認知症サポーター等の養成にも努めます。

2 相談・苦情対応の体制づくり

利用者がより円滑に、より充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、あらゆる相談に対応できるよう、市民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険相談窓口だけでなく、市内の関係団体やサービス事業者、福祉従事者、民生委員・児童委員等、地域の多くの人々からの意見収集に努めます。

なお、介護サービスや要介護認定制度運営上の苦情等への対応については、苦情処理機関（宮崎県国民健康保険団体連合会、宮崎県が設置する介護保険審査会）があります。本市では、相談があった場合は、関係機関と共有を図るとともに、必要に応じて立ち入りや指導等を実施します。

3 関係機関との連携

（1）地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）を中心としたネットワークの整備

高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していくためには、地域の総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を総合的にバックアップし、包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築する機関としての地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の持つ役割が非常に重要なものとなります。

今後、地域包括支援センター運営協議会をはじめ、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の運営、機能充実を図っていきます。



(2) 介護保険関係事業者等との連携

きめ細やかで適切なサービスを提供していくため、介護保険関係事業者等と今後とも連携を図り、必要な情報交換・情報共有をすることで、サービス基盤の充実と良質なサービス提供を促進します。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉活動を目的とし、地域における福祉の担い手としての市民の社会福祉活動への参加を支援するとともに、各種の相談業務、福祉サービスの提供を行っています。

地域包括ケアシステム構築に向けて、地域福祉を支える団体として、また、地域と行政のパイプ役としてさらなる連携を図ります。

(4) 介護と医療の連携

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療分野と介護分野の連携は不可欠です。これまでの、事業者を単位とした任意的な枠組みでの連携を超えて、宮崎県・近隣市町及び関係機関との連携強化を実践するために必要な施策の総合的・効果的な実施に努めていきます。

(5) 庁内関係各課との連携

市が取り組む各種事業の展開にあたっては、高齢者の視点を盛り込んでいくことが必要です。

市の関係各課が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを進めます。

4 計画の進行状況の把握・管理

本計画の進行状況を管理するために、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の各事業について、毎年の実施状況を把握・整理し、計画の進行状況の点検や評価を行います。

また、計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項等の検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

5 市民への広報・啓発

本計画の推進に向けて、広く市民に介護・福祉サービスの種類・内容、サービス提供事業者等の情報を提供していくため、市の広報誌やホームページ等による広報活動に努めます。